

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

1 条例の目的

再生可能エネルギーの導入等の促進が、温室効果ガスの排出抑制のみならず、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保においても重要なことに鑑み、府が再生可能エネルギーの導入等に関する施策を実施することにより、府内のエネルギーの供給源の多様化及び再生可能エネルギーの供給量の増大を図り、もって、地球温暖化対策の更なる推進並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 条例の内容

(1) 総則

- この条例における用語の意義は次のとおりとする。
 - 再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入等
再エネ設備の導入、及び再エネを利用すること等
 - 導入等支援事業
再エネを導入する者に対して技術的・財政的支援及び総合調整を行う事業
 - 導入等支援団体
上記事業を行う団体
- 府は、府民、事業者、導入等支援団体、大学、市町村、国等と連携及び協働する。
- 府、府民及び事業者は、再エネの優先的利用に努める。
- 知事は、再エネの導入等の促進に関する施策の実施計画を策定する。

(2) 再エネの導入等の促進に係る施策

① 建築物に係る施策

- 建築物を新築又は増築しようとする者は、再エネ設備の導入に努める。
- 建築事業者は、施主に対して再エネ導入等について情報提供に努める。
- 一定規模以上の建築物を新築又は増築する場合は、再エネ設備を導入しなければならない。
- 不特定多数が利用する施設の設置者は、災害時等に一時避難する府民等を滞在させることができるよう、再エネ設備の導入等に努める。

② 一般電気事業者等に係る施策

- 府内に電気を供給している一般電気事業者等は、再エネ供給量の拡大計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

③ 地域協働による施策

- 地域住民と協働することにより再エネ導入等を支援する団体は、知事の登録を受けることができる。
- 知事は、登録導入等支援団体に情報の提供その他必要な支援を講ずるとともに、支援を講ずるに当たって市町村と情報交換を行う。
- 営利を目的としない登録導入等支援団体に対しては、府民税の均等割及び導入等支援事業の用に供する不動産を取得した時の不動産取得税を、一度に限り免除する。

④ 中小事業者等に対する認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に係る施策

- 再エネ設備の導入に併せて、蓄電池等の効率的利用設備を導入する中小事業者等、及び地域と協働して太陽光以外の再エネ設備を導入する団体は、自立型再エネ導入計画を作成し、知事の認定を受けることができる。
- 認定を受けた計画に基づき、平成32年度までに、府内の事業所等に再エネ設備及び効率的利用設備を導入したときは、当該設備の取得価格の3分の1に相当する事業税額を、一度に限り減免する。
※ただし、当該設備の導入に関して府の補助金を受けた場合を除く。

⑤ 府民向け施策等

- 府は、教育や広報活動等を通じて、再エネ導入等に関する府民等の理解を深めるよう努めるとともに、再エネ導入等に積極的に取り組む府民等の顕彰を行う。
- 府は、府民に対し、再エネの普及に関する情報提供等の総合相談体制の整備を行う。
- 府は、府民に対し、金融機関と連携し融資その他の資金提供の確保に努める。
- 府は、関連産業の育成及び振興に関する施策を実施する。

(3) 施策の評価等その他

- 知事は、定期的に施策の評価及び見直しを行う。
- 環境への配慮、財政上の措置
- この条例に基づく措置の実施状況等の報告又は資料の提出
- 建築物を新築又は増築する者に対する再エネ導入義務等に係る勧告・公表

3 施行日

公布の日とする。ただし、

- ◇ 導入等支援団体の登録及び自立型再エネ導入計画の認定に関する規定については、平成27年10月1日施行
- ◇ 建築物に係る施策、一般電気事業者等に係る施策、及び府税の減免に関する規定については、平成28年1月1日施行